

概要版

令和 8 年度

南房総市住宅等木質バイオマス暖房機等補助金のご案内

補助目的

化石燃料の使用の抑制、災害時に暖を取る器具としての活用、地域の森林資源の効率的利用などを目的として、薪ストーブ、薪ボイラーなどの購入費やそれにかかる設置工事費などの一部を補助します。

設置建物

- ・住宅（集合住宅を除く）
- ・店舗
- ・作業場
- ・事務所
- ・事業用施設（施設園芸用を除く）
- ・コミュニティ集会施設

対象者

- ①市民等、市内法人・団体で薪ストーブなどを設置する建物の所有者
- ②薪ストーブなどを設置する集会所などを管理する自治会

補助額

補助対象台数：補助対象者ごとに 1 年度 1 台

ただし、この補助金で設置した薪ストーブなどがある建物への追加設置は対象外となります。

補助額：補助対象経費の 2 分の 1 の額（上限 20 万円）



補助対象経費

- 薪ストーブなどや煙突（いずれも未使用のものに限ります。）の購入費※ 1
- 薪ストーブなどや煙突の設置工事費※ 2
- 壁貫通工事費・防火工事費（薪ストーブなどや煙突の設置と同時に行う場合に限りします。）

※ 1 購入費には、購入に係る運送費及び付属部品の購入費を含みます。

※ 2 設置工事費には、設置に不可欠な消耗品費を含みます。

詳しくは手引をご覧ください。 <https://www.city.minamiboso.chiba.jp/cmsfiles/contents/0000007/7149/6.pdf>

申請について

申請期限：令和 9 年 2 月 26 日（金）

ただし、申請額が予算額に達した段階で受付を終了します。

現地調査など審査があります。必ず事業着手前に申請をしてください。

添付書類

- ・補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・見積書の写し
- ・カタログなどの写し
- ・設置工事前の現場の写真
- ・建物の平面図（設置箇所記入）
- ・登記事項証明書の写し（法人のみ）
- ・規約の写し（団体のみ）
- ・ほかに建物の所有者がいる場合は所有者全員の同意書及び印鑑登録証明書
- ・住所等及び市税納付状況の確認同意書（指定様式）
- ・誓約書（指定様式）
- ・申請者が親族の居住する住宅に設置する場合は、居住する親族の住民票の写し及び親族関係を証する戸籍個人事項証明書等の写し

実績報告

報告期限：令和 9 年 3 月 16 日（火）

設置完了後、速やかに報告をお願いします。

添付書類

- ・補助金実績報告書（第 5 号様式）
- ・経費の確認できる内訳書などの写し
- ・領収書等の写し
- ・設置後の写真

補助対象者が事業費の全額を一旦お支払いいただくことが必要です。その支払いを証明する外部証憑（領収書など）がないと補助金は支払われませんのでご注意ください。

【書類提出・問い合わせ先】

〒299-2492 南房総市富浦町青木 28 番地

南房総市農林水産部地域資源再生課

TEL 0470-33-1073

FAX 0470-20-4592